

平取町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
平 取 町
平 取 町 議 会
平 取 町 農 業 委 員 会
平 取 町 教 育 委 員 会

平取町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、平取町、平取町議会、平取町農業委員会、平取町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1．計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2．女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3．女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、平取町、平取町議会、平取町農業委員会、平取町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

平成 33 年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を平成 27 年度の実績（31%）より 4%引き上げ、35%以上にする。

4．女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

昨今の多様化する住民ニーズに対応していくためには、政策の立案・作成において男性のみならず女性の視点を反映させ、さまざまな視点からのマネジメントを行う必要がある。また、女性が係長相当職以上の職員に採用されることにより、女性職員にとってのロールモデ

ルが出来上がり、キャリアアップに対するモチベーションの向上へと繋がる。そのため、女性が職場においてより活躍できる環境の構築に向けて、平成 28 年度より以下のような取り組みを行う。

女性職員を多様なポストに積極的に配置し、男女いずれか一方に偏らない事務配分等の均衡確保など、双方が働きやすい環境を整備する。

女性職員を対象として、中堅職員の組織力を高める研修や他職員をマネジメントする能力を育成する研修への参加を進める。

出産を控える、又は出産を迎えた職員に対し、育児休業、出産休暇、育児休暇等の活用促進・助言を進める。

定時退庁日を設定するとともに、各職場の実情に応じ、年次休暇や夏季休暇を取得しやすい雰囲気醸成を図り、ワークライフバランス推進に資するような良好な職場づくりに努める。